

2020年3月17日

神出病院における患者虐待事件に対する声明

NPO 法人 全国精神障害者地域生活支援協議会
代表 戸高 洋 充

2020（令和2）年3月4日、西日本最大級の医療法人グループを自称する「錦秀会グループ」（藪本雅巳 CEO）傘下の精神科病院である神出病院（兵庫県神戸市西区）において、入院中の患者に対して、1年以上の長期におよぶ非人道的な虐待行為を行ったとして、6名の病院職員が逮捕された。

今回の事件において、犯行におよび逮捕された6名ならびに病院の管理者は当然断罪されるべきである。しかし、今回の事件は、逮捕された6名の倫理観の欠如とその管理責任という神出病院内の要因のみならず、精神科病院の閉鎖性というわが国の精神科医療の持つ環境要因が今回の事件の凄惨化を招いたといえる。加えて、わが国においては、患者本人の意思によらず、治療者の判断によって強制入院を行使することが広く法的に認められている。患者本人が退院の意志を示したとしても、治療者の判断が優先され、患者本人が望まぬ入院継続を余儀なくされる等、患者本人の意思を軽視している実態がある。今回の患者虐待事件は、そのようなわが国の精神科医療の風土の中で発生したというべきであろう。

そのような状況を容認、あるいは推進してきた大きな制度的要因がある。それは、精神科医療を特殊なものとして一般医療と隔離させてきた精神保健福祉法と、医師、看護師、薬剤師の配置基準を他科と比べ低い水準に押しとどめている医療法におけるいわゆる「精神科特例」である。この2つの法律および制度の廃止なくして、患者本人の治療意思を尊重し、隔離・拘束を無くし、人間としての尊厳を損なわない治療環境と十分な人的サービスを担保していくことは不可能である。まずなによりも精神科医療を他の一般医療と同等の位置づけを確保することを求めたい。そして、国際的に突出して過大となっている精神科病床を大幅に削減するとともに、その配置についても現行の三次医療圏から二次医療圏へ転換すべきである。

また、障害者虐待防止法の制定時から問題提起をされながら、その対象から除外されてきた医療機関について、明確に位置づけるべきである。特に近年の精神科病院における強制入院の増加、隔離・身体拘束の増加という状況の中で、医療事故も虐待事案も枚挙にいとまがない。個別案件に対する即時の対応とともに、日常的に適正な病院運営ができていくかということについて、公的機関の介入による監督機能の強化を図り、障害者虐待を撲滅することが必要である。

精神科医療が、その閉鎖性から脱却していくほかには、今回のような凄惨な事件を防ぐ手立てはない。精神科医療だけの特別法ではなく、医療法の中で精神科医療の諸手続きを定め運用していくことと、障害者虐待防止法で医療機関に対する監督機能を強化すること、の2つが両輪となって稼働することで、初めて本質的な障害者の虐待防止に向けた第一歩を踏み出すことができる。また、それに向けて動き出すことこそが障害者権利条約の批准国としての責務を果たすことに繋がる。

そのために、当会として次の3点について強く求める。

1. 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」を廃止し、「医療法」上で新たに精神科医療の諸手続きを定める法改正を行うこと
2. 「医療法」におけるいわゆる「精神科特例」を廃止すること
3. 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の対象に医療機関を追加すること